

一関市プレミアム付デジタル商品券発行運営業務
公募型プロポーザル実施要領

一関市（以下「市」という。）が実施する一関市プレミアム付デジタル商品券事業のうち、デジタル商品券の発行運営業務における契約の相手方を決定するにあたり、事業の専門性、実効性、創造・発展性を勘案し、総合的な見地から判断するため、当該業務等に係る提案書の提出を受け、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するプロポーザル方式を採用するものとし、その要領を以下のとおり定める。

1 業務の概要

(1) 事業名称

一関市プレミアム付デジタル商品券発行運営業務委託

(2) 事業内容

一関市プレミアム付デジタル商品券発行運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の
とおり。

なお、この仕様書は、この業務の業者選定を行うための資料であり、実際の仕様書の作成に当たっては、選定された参加者から提出された企画提案をもとに双方協議の上、一部変更することがあるものとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 提案上限額

265,000,000 円

【内訳】

- ・ デジタル商品券発行原資（プレミアム分）225,000,000 円
 - ・ デジタル商品券発行運営業務に係る経費 40,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※ デジタル商品券発行原資の額は、上記の金額で見積もること。
- ※ デジタル商品券発行業務に係る経費の額は予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものである。

2 スケジュール

実施日	内容
令和8年5月8日（金）	公募開始（市ホームページに掲載）
令和8年5月15日（金）午後3時	質問書の受付締切
令和8年5月20日（水）まで	質問書に対する回答
令和8年5月28日（木）午後5時	企画提案書等の提出期限
令和8年6月1日（月）まで	書類審査の実施、企画提案審査会の日程通知
令和8年6月3日（水）	企画提案審査会の開催（プレゼンテーション審査）
審査後速やかに	審査結果の通知 ・ 契約の締結（令和8年6月上旬）

3 受託候補者の選定方法

審査委員会の設置

受託候補者は、一関市プレミアム付デジタル商品券発行運營業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、次に定める「4 審査概要」に基づき審査し、選定する。

4 審査概要

(1) 参加資格

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる事業者は、単独の法人または2以上の者により任意に結成された共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

なお、共同企業体の場合は、その全ての構成員は次に掲げる要件の全てを満たすものとし、本件プロポーザルに別に参加又は別の共同企業体の構成員となることはできない。

また、その共同企業体の構成員を変更することはできない。

ア 本事業の実施について、市からの依頼に即時に対応できる体制を整えていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 参加申請書類の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

オ 最近1年間の法人市民税、固定資産税を滞納していない者であること。

カ 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者。

(2) 審査基準

提出書類の審査内容については、別表審査基準を適用する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者へ電子メールにより書面ファイルで通知する。

5 質問及び回答

本件プロポーザルの実施要領等に関する質問については、下記により受け付けし回答する。

(1) 受付期限 **令和8年5月15日（金）午後3時（必着）**

(2) 受付場所

一関市商工観光部商工振興課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

電 話：0191-21-8412

E-mail：shoukou@city.ichinoseki.iwate.jp

(3) 提出方法

別紙「一関市プレミアム付デジタル商品券発行運營業務質問票」（様式1）に記入の上、電子メールで提出すること。

なお、メールの件名は「一関市プレミアム付きデジタル商品券発行運營業務質問票について（会社名等）」とし、受信確認を行うこと。

(4) 回答方法

受付した質問の回答は、令和8年5月20日（水）までに一関市公式ホームページに掲載する。なお、電話又は口頭による問い合わせ対応は行わない。

※ 類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答する。

6 企画提案の方法等

本件プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次により提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（様式2-1又は様式2-2）

- ・ 共同企業体の場合は、様式3も提出すること。

イ 企画提案書（任意様式）

- ・ 提出部数は7部（正本は1部とし残りは写しで可）

ウ 業務スケジュール（任意様式）

- ・ 提出部数は7部（正本は1部とし残りは写しで可）

エ 積算内訳書（任意様式）

- ・ 提出部数は7部（正本は1部とし残りは写しで可）
- ・ 本事業の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした積算内訳書を作成すること。

オ 参加者の組織等に関する事項調書（様式4）

- ・ 共同企業体の場合、構成団体ごとに提出すること。

カ 共同企業体協定書兼委任状

- ・ 共同企業体の場合に限る。

キ 登記事項証明書（写しで可）

- ・ 共同企業体の場合、構成団体ごとに提出すること。

ク 直近の財務諸表

- ・ 共同企業体の場合、構成団体ごとに提出すること。

(2) 提出先

「5(2)の受付場所」に同じ。

(3) 提出期限

令和8年5月28日(木)午後5時（必着）

(4) 提出方法

郵送または持参によるものとする。封筒表に「企画提案書在中」と朱書きし、提出期限までに必着のこと。

(5) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案

- イ 提出後の企画提案書の訂正
- ウ 業務委託料の上限額を超えた提案
- エ その他、本プロポーザルに関する条件に違反した提案

7 プレゼンテーション審査に関する事項等

審査委員会において、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションの内容は、企画提案書等に基づき、その内容を補完するものとする。

なお、参加者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション審査の実施について

ア 開催日 **令和8年6月3日(水) 予定**

(参加者ごとのプレゼンテーションの時間は別途通知する。)

イ 場所 一関市役所2階大会議室A

ウ 説明者 1者あたり2名までとする。

エ 説明時間

- ・ 1者あたり25分間以内(説明15分、質疑応答10分)とする。

オ 資機材等

- ・ 説明は、パソコン、ビデオ等の使用は認めるが、追加資料等の配布は認めない。
- ・ プロジェクター等のセッティングを希望する場合は、事前に「11 問合せ先」に記載の担当者まで連絡のこと。

(2) 候補者の選定

ア プレゼンテーションを受けた後、審査委員会において各企画提案の内容について審査を行う。委員会の審査により第1順位の受託候補者を決定する。決定者はホームページにて公表する。

イ 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を受託候補者とする。

ウ プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

8 契約に関する事項等

(1) 見積書の徴収

決定した受託候補者から提出された書類を基に、市と受託候補者との間で仕様書の内容等を確認し、改めて受託候補者に見積書の提出を求める。

(2) 契約保証金

契約保証金は、一関市財務規則(平成17年一関市規則第51号)に準じ判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。

ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、市と受託候補者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除する場合がある。

(4) 契約者等の公表

市は、本契約の関係事項を、一関市のホームページ上で公表する。

9 失格事項

以下の行為を行った者は失格とする。なお、参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本プロポーザルを公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該参加者を本プロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為。
- (2) 本プロポーザルの参加に当たり、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について相談する行為。
- (3) 受託候補者の選定前に、他の参加者に対し企画提案書を意図的に開示する行為。

10 その他

(1) 公募型プロポーザルは、受託候補者を選定するものであることから、具体的な作業は、提案等に記載された内容を反映しながら、市との協議に基づいて実施すること。

(2) 提出書類の取扱

参加者が市へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

ア 提出書類は、本プロポーザルに係る審査以外に利用しないが、審査結果が「不採用」となった参加者の企画提案書は、後日、当該参加者に郵送により返却する。

イ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

ウ プロポーザルに参加するために要する経費は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

エ 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、参加者側の責において許諾を得た上で掲載すること。

(3) その他

オ 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

カ 評価内容及び選定結果について、異議申し立ては一切認めない。

11 問合せ先

一関市商工観光部商工振興課

住 所：〒021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

電 話：0191-21-8412（直通）

E-mail：shoukou@city.ichinoseki.iwate.jp

担 当：阿部